

2013年7月3日

第2回政策評価に関する有識者会議労働・子育てWGにおける意見

政策評価に関する有識者会議

労働・子育てWG参集者 安永 貴夫
(日本労働組合総連合会 副事務局長)

今回の労働・子育てWGは所用により欠席します。今回の議事にあたり、特に以下の点について意見を申し上げます。

1. 最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援を推進すること (施策番号Ⅲ-1-2)

関連事項：「最低賃金引き上げにより影響を受ける中小企業への支援事業」について

- 最低賃金は現時点で全国加重平均が749円、全国最低は652円であり、雇用戦略対話において合意した「全国最低800円」達成までの道のりは遠い。最低賃金引き上げの影響を大きく受ける中小企業への支援は重要かつ必須であり、この施策はこの目標に特化した優れた取り組みである。
- この点を鑑みれば、平成23年度から年を追うごとに予算額が減額されているのは問題である。「③地域別支援策」の助成件数の伸びや対象都道府県の拡大を考慮に入れ、増額とする方向が望ましい。
- 「③地域別支援策」は地域別最低賃金額により対象地域が決定されるが、特に生活保護水準との乖離解消のために大幅引き上げが続いている都道府県が対象となるよう、地域別最低賃金額が800円未満の道府県をすべて対象とすべきである。
- 中小企業支援策は中小企業庁が数多く実施しており、それらとの調整を緊密に取ることが望ましい。

2. 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること (施策目標Ⅲ-4-1)

(1) 指標2：「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」について

- 平成24年度の実績値(9.1%)は前年度(9.3%)よりも減少して年度ごとの目標値(前年度以下)は達成しているが、その一方で、平成32年度の目標値(5%)と比べると依然として高い割合で推移していることから、労働時間短縮に向けた取り組みは引き続き重要な課題である。
- 労働時間規制については、平成22年4月に施行された改正労働基準法第37条によって月60時間超の時間外労働にかかる法定割増率の引き上げが行われたが、この規定は未だ中小企業への適用が猶予されている。こうした状況は、労働条件の最低基準を定める労働基準法において二重基準を認めるものであり、極めて問題である。
- この中小企業への適用猶予措置については、施行から3年経過後(平成25年4月)に検討を行うこととされており、本年がその年に当たっている。厚生労働省は、長時間労働を防止し、誰もが健康に働き続けられる職場環境を実現するため、中小企業への適用猶予措置を廃止して中小企業にも月60時間超の時間外労働にかかる法定割増率を50%に引き上げるよう、速やかに労働政策審議会での検討を開始すべきである。

(2) 指標 1～5について

- 前政権の日本再生戦略においても、現政権の日本再興戦略においても、女性の活躍促進が持続可能な日本社会を築いていく上で大変重要であるとして、施策も示されている。
- 女性の活躍促進を実現するためには、男性のワーク・ライフ・バランスの実現は欠かせず、その重要な要素は長時間労働の是正で、少なくともこの施策の目標を達成する必要がある。
- 施策の測定指標の年度目標を見ると前年度に対し、以上か、以下かということになっている。例えば、指標 1 の実績は 5 年間で 13.5 ポイントの改善で、このペースで推移すると目標（政府の第 3 次男女共同参画基本計画に基づく）の平成 32 年度には 80% 程度となり目標（100%）を達成できない。指標 2、指標 3 についても同様である。一方、予算執行実績を見ると 67～76% と低調で、予算をきちんと執行することにより目標が達成できるのか。いずれにしても、目標を達成するべく対策を強化する必要がある。
- 施策の背景・枠組みとして、特に配慮を必要とする労働者に対し改善を促進することから、指標 4 では、男女間で大きく異なる労働時間や生活時間、ワーク・ライフ・バランスについて男女別に統計を取らないと、効果・評価は計れないのではないかと。
- テレワークの実績は平成 24 年度に急増しているが、どのような場合を実績としてカウントしているのか。その根拠を明らかにした上で、テレワークとワーク・ライフ・バランスの効果について評価する必要があるのではないかと。

3. 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること (施策目標Ⅳ-2-1)

指標 4：「平成 24 年度の 4 月～6 月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の 6 カ月経過後の雇用維持率」について

- 平成 24 年度の実績値（92.2%）は年度ごとの目標値（90.0%）を上回っており、雇用調整助成金の政策効果は極めて大きかったと考えられる。仮に雇用調整助成金が無ければ、失業者数はさらに増えていたのではないかと思われ、雇用維持に多大な貢献をしたと認識している。このことについては、私たち連合の構成組織からも「非常に感謝する」との声が多く寄せられている。
- 実績評価書に記載のとおり、平成 24 年 10 月から段階的に要件の見直しが始まっているが、雇用調整助成金の社会的な重要性は何ら変わるものではないと考えている。
- リーマン・ショックによる雇用情勢の悪化への緊急的な対応として要件を緩和した際には、私たち労働側からも随分お願いをして、機動的に対応していただいております。元に戻す際の判断はなかなか難しいが、要件の見直しは、最近の雇用情勢も踏まえるとやむを得ないものと受け止めている。
- ただし、雇用調整助成金は、非常に機動的かつ柔軟な対応が持ち味の雇用政策であると思っている。今後、景気状況や雇用情勢が再び悪化した場合には、必要な対策を機動的かつ柔軟に講じられるようお願いする。

**4. 若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
(施策目標Ⅴ-2-1)**

指標：「地域若者サポートステーションの就職等進路決定者数」について

- 平成24年度の実績値(14,713人)は年度ごとの目標値(12,000人)を上回り、施策として着実に成果を上げていると思われる。その一方、平成32年度の目標値(10万人)を達成するには、実績評価書に記載のとおり、NPOなど民間団体が持つ、若年者に対する就労支援にかかるノウハウを活用することも重要である。
- 地域若者サポートステーション事業を受託している団体には、NPO法人や学習塾もあると思うが、入所する若者に向き合うスタッフについては、単なるスキルだけでなく、積極的に取り組む意識の高いスタッフのノウハウなどを、研修などによって、いかに横通しして全国的に確保していくかが重要ではないか。

5. 母子保健衛生対策の充実を図ること(施策目標Ⅵ-5-1)

特段の意見はない。

以 上